

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第16号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年7月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎

岩手県監査委員 樋下 正信

岩手県監査委員 菊池 武利

岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関名 岩手県福祉総合相談センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成21年1月8日

(2) 本監査実施日 平成21年2月17日

3 監査結果の公表の日 平成21年4月3日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>児童福祉施設入所者の負担金の調定に当たり、相当期間にわたって調定していないものが5件、11,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、これは調定の前提となる認定手続の遅れに起因するものであるが、貴職においては前年度の監査においても調定事務に係る指摘事項があったことから、業務進行管理の方法、組織内部の連携等について再度見直しを図る等、再発防止に万全を期されたい。</p>	<p>調定をしていなかった5件、11,000円については、平成21年1月20日に調定を行った。</p> <p>なお、児童福祉施設入所者の負担金の調定に当たっては、認定から調定までの一連の過程において、担当課長が業務の進行管理を行う等、複数職員によるチェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。</p>